

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏名	所属庁・官職	派遣先
水田直希	東京地方裁判所 判事補	米国 サザンメソジスト大学
提出書面		
平成26年8月18日付け報告書簡		
期間中の日程の概略（平成26年7月5日～同年8月15日）		
平成26年7月5日	出国	
同日	米国テキサス州ダラスに到着	
同月10日	同地のアパートに入居	
同月8日～同年8月14日	サザンメソジスト大学にて、Intensive English Programの受講	
同月8月15日	ダラス連邦準備銀行の見学	
キーワード欄		
・ダラスでの生活の開始		
・Intensive English Program（サザンメソジスト大学ESL）の受講		
・ダラス連邦準備銀行の見学		

平成26年8月18日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・サザンメソジスト大学)

東京地方裁判所 判事補 水田直希

報告書簡(第1回)

平成26年7月5日～8月15日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 始めに

1 御挨拶

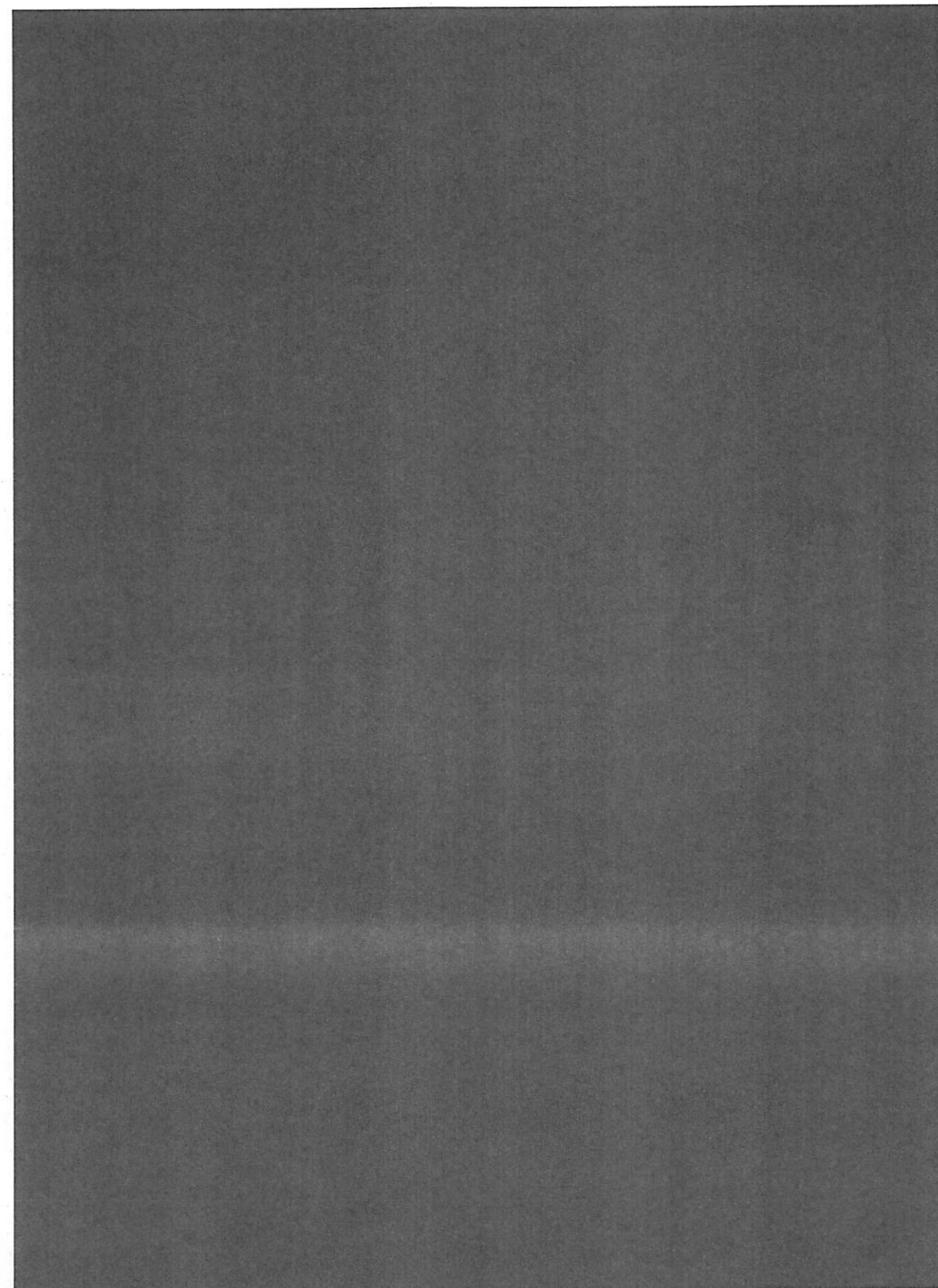
この度は、在外研究の機会を頂き、大変感謝しております。秘書課の皆様には、出国に先立ち多々ご心配とお手数をおかけいたしました。おかげさまで無事入国し、当地での生活を開始することができました。

今回は、生活環境の立上げ及びサザンメソジスト大学における Intensive English Program の受講を中心に報告いたします。なお、報告の要領につきましては、後任者等への参考にも供するため、前任者までの報告書簡の項目を参考に前年度との重複を厭わずやや詳細に報告しております。

2 渡米

私は、平成26年7月5日、成田空港から直行便にて出国し、同日(現地時間)、ダラス・フォートワース国際空港に到着いたしました。

第二 生活環境の設定について



第三 Intensive English Program (略称 IEP サザンメソジスト大学 E S L) の受講

1 概要

このプログラムは、英語を母国語としない留学生が、大学での講義・研究に必要な英語を習得するため、学期開始前に受講するものです。

7月1日からオリエンテーションが、同月8日から授業がそれぞれ開始し、8月14日にプログラムが終了するというスケジュールでした。私は、前任者が7月10日まで当地にいる関係もあり、7月5日に当地に到着するスケジュールとしたため、オリエンテーションには参加できませんでしたが、前述の[]さんの助力もあり無事にクラスへ登録することができました。また、オリエンテーション中のクラス分けテストを受験することができなかったため、当地到着後にレポートを提出し、その結果、上級のクラスに配属されました。なお、クラス分けにあたっては、私がIEPの担当責任者と事前に取り交わしていたメールの内容をも参照されたとのことでした。私の配属されたクラスは、国際色豊かであり、私のほか、中国、サウジアラビア、台湾、タイ及びアンゴラからの留学生合計8名で構成されていました。

2 授業の内容について

授業は、コアクラス（8：30～11：05）とコミュニケーションスキルクラス（11：20～12：50）の2つから構成されていました。コアクラスは、リーディング、ライティング及びグラマーを扱っており、大学学部レベルの各種論説や小説の朗読、一定のテーマについてのエッセイの作成、文法のテキストの演習問題を解くなどの内容でした。私が裁判官であることを考慮してくださったためかは分かりませんが、授業の中で、米国の陪審員制度を題材とする映画の脚本である「12 Angry Men」をロールプレイする機会があり、陪審制度の概要や同制度に対する講師や他の生徒の考え方を聞くことができ、大変有意義なものでした。なお、コアクラスでは最終週に英文で書かれた文献を引用したリサーチペーパー（小論文）の提出が求められ、英語で文章を書く大変よい勉強となりました。リサーチペーパーについては、内容や文法はもちろん、文献引用の細かいルールについて繰り返し指導され、少しでも他人のアイデアがある場合には、その出典を明らかにするよう求められたことが印象的であり、米国人の権利意識の高さを垣間見ることができました。

コミュニケーションクラスでは、コアクラスとは異なるインストラクターによる指導が行われました。スピーキングやリスニングを中心とし、コミュニケーション用テキストを利用したディスカッションのほか、各自が一定のテーマについてプレゼンテーションを行うなどの授業が行われました。米国では学部レベルでプレゼンテーションの技法を学ぶことが一般的なようであり、効果的なプレゼンを行うための細かい技術（例えば、パワーポイントには1行に7単語以上を書いてはいけないなど）を指導されたことが印象的でした。

コアクラス、コミュニケーションクラスのいずれも、学生が積極的・主体的に授業に取り組むよう強く求められており、単なる語学学校ではなく、米国の学部で一定水準の成果を収めるためのプログラムであることが強く意識されて

いたように思います。

3 所感

開始当初は、特にリスニングとスピーキングの点で苦慮いたしましたが、講師の指導を得て、問題なく修了することができました。授業の内容は上記に述べたとおりですが、授業の際、他の生徒と各国の文化や考え方の特徴等について議論することが多々あり（例えば、死刑制度の是非など）、私の有していた価値観がいかに狭い世界でのものであったかを実感することが度々あり、参加して非常に良かったと感じております。

また、今年の I E P には全体で 70 名前後が参加しておりましたが、日本人の生徒は私のみであり、他国の学生の留学に関する意欲を間近で見て、大変良い刺激を受けることができました。その反面、日常生活で日本人と会話する機会が全くないため、若干の寂しさや不安を感じることもありましたが、英語を上達させる良い機会となり、また、大学内に友人も複数でき、各国の文化についてカジュアルに学ぶことができました。

第四 ダラス連邦準備銀行の見学

8 月 15 日、知人の紹介により、ダラスのダウンタウンに所在する米国第 11 地区の連邦準備銀行 (Federal Reserve Bank) を訪問・見学いたしました。セキュリティの関係で施設の中枢部に入ることはできませんでしたが、米国における中央銀行の果たす役割等について分かりやすい説明を聞くことができ、大変有意義でした。

以 上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏名	所属庁・官職	派遣先
水 田 直 希	東京地方裁判所 判事補	米国 サザンメソジスト大学
提出書面		
平成26年9月30日付け報告書簡		
期間中の日程の概略（平成26年8月16日～同年9月30日）		
平成26年8月18日	サザンメソジスト大学ロースクール	
～同月21日	オリエンテーション	
同月25日～	サザンメソジスト大学ロースクール秋学期開講	
キーワード欄		
・サザンメソジスト大学ロースクール オリエンテーション		
・聴講科目の選択		
・聴講科目の内容（ADR）		

平成26年9月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・サザンメソジスト大学)

東京地方裁判所 判事補 水 田 直 希

報告書簡（第2回）

平成26年8月16日～9月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ロースクール・オリエンテーションについて

第1回報告書簡でご報告させていただいたとおり、私は本年8月14日までサザンメソジスト大でESLを受講しましたが、その翌週の8月16日からロースクールにてInternational LL.Mの学生向けのオリエンテーションが開催されました。私は Visiting Scholar の身分ではありますが、ロースクール側の好意により参加させていただきました。

オリエンテーションでは、学部長の訓示、副学部長の講話を拝聴したほか、各学生に指導教授が割り当てられ、当該教授に聴講科目の選択について相談するなどの機会がありました。また、オリエンテーション期間及びその後を通じて、Mentor と呼ばれる J.D. の2学年に属する有志の学生が、履修登録や学内の案内、法律を扱う映画の鑑賞会など様々な点において学生生活の立ち上げについて尽力してくれたほか、学生間の親睦を深める機会を設けてくれたため、スムーズにロースクール生活を開始することができました。私は日本国内のロースクールを卒業していますが、このように上級生が下級生の面倒を見るというような風習はあまりなかったため、非常に良い文化であると感じました。

第二 各教授へのご挨拶

ロースクールのオリエンテーションの期間中、学部長、副学部長をはじめとする各教授にご挨拶することができました。みなさん非常に歓迎してください、何か困ったことや興味があることがあれば、何でも積極的に言うように仰ってくださいました。中でも、[redacted]や刑事系の[redacted]とはランチをご一緒させていただき、ダラスの司法制度の現状やお勧めの教科書を教えていただくなど有意義な時間を過ごすことができました。

私は、クラスアクション制度や裁判外紛争解決手続（ADR）に興味が

あるため、今後、機会を見て教授に相談し、積極的に見学の機会を作るようにしようと考えております。

第三 ロースクール秋学期の開講

1 ロースクールの概況

サザンメソジスト大ロースクールの International LL.M には、今学期、私を除いて約 60 名の外国人学生が在籍しています。そのうち約半数はサウジアラビア出身の学生となっている点に特色がありますが、これは、同ロースクールには Oil&Gas コースというエネルギー関係の法を重点的に学ぶコースがあることが関係していると思われます。また、学生の約 3 割は中国人留学生ですが、その他の学生の出身国は、タイ王国、インドネシア、アルゼンチン、カメルーン、アンゴラ、コロンビアなど国際色豊かな構成となっています。もっとも、日本からの参加者は私のみです。ロースクール側は日本人留学生にもっと興味を持ってもらいたいと考えているようですが、なかなか効果的な策がないようです。トヨタ自動車は平成 28 年にアメリカ国内のヘッドクォーターをカリフォルニアからダラス近郊の都市に移転する方針であるため、それ以降は状況が変わる可能性があると思われます。

2 聴講科目の選択

オリエンテーションの期間中、指導教授と相談した上で、今学期は、①アメリカ司法制度概論 (Perspective of American Legal System)、②契約法 I (Contracts)、③民事訴訟法 I (Civil Procedure)、④ADR の四科目を聴講させていただくことにしました。私は正規の学生ではなく履修登録ができないため、各教授に事前にメールで聴講の許可をいただいた上、第 1 回の授業前に改めて聴講することをお願いしました。いずれの教授も快く承諾してくださったので、現在他の学生と一緒に授業を聴講しています。

3 聴講科目の内容 (ADR)

本書簡においては、聴講科目のうち ADR の内容について報告させていただきます。

ADR は、[redacted] が担当しており、毎週水曜日の午前 8 時 30 分から午前 11 時の週 1 回の授業となっています (3 単位)。
[redacted] は、[redacted] であり、調停及び仲裁分野に精通しておられます。

授業内容は、①「Getting to Yes」(Roger Fisher & William Ury 著。日本国内において「ハーバード流交渉術」というタイトルで翻訳・出版されています。)及び「Getting Past No」(William Ury 著)というテキストを用いた交渉技術、②Mediation (調停)、③Arbitration (仲裁)、④Hybrid Process (調停と仲裁のハイブリッド)の四部構成となっており、現在、①の交渉術に関する授業内容を終えたところです。
[redacted] は、調停や仲裁について数多くの経験をお持ちであることから、授業内容も自らの経験に基づいた実践的なものが多く (例えば、交渉の際、一回目

のオファーは相手方から出させた方が良く、合理的根拠（Good Reason）があるときは1セント単位での具体的金額を提示すべきなど。）、これまでの自分の裁判実務経験に照らしながら、非常に興味深く聴講しています。

今後は、現役の Judge をゲストスピーカーに迎える講義などが予定されていますので、引き続き聴講していきたいと思います。

以 上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏名 水 田 直 希	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 サザンメソジスト大学
提出書面 平成26年11月10日付け報告書簡		
期間中の日程の概略（平成26年10月1日～同年11月10日） 平成26年10月1日～ サザンメソジスト大学ロースクール秋学期講義期間 11月3日 [REDACTED] の講演		
キーワード欄 ・ サザンメソジスト大学ロースクール 秋学期 ・ 聴講科目の内容（アメリカ司法制度概論，契約法） ・ [REDACTED] の講演		

平成26年11月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・サザンメソジスト大学)

東京地方裁判所 判事補 水 田 直 希

報告書簡（第3回）

平成26年10月1日～11月10日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ロースクールの聴講科目について

本報告書簡においては、前回に引き続き、サザンメソジスト大ロースクールにおいて聴講している各科目の内容についてご報告させていただきます。

1 アメリカ司法制度概論 (Perspective of American Legal System)

本科目は、アメリカ法への導入部分を担当する []、アメリカ憲法を担当する [] 及びアメリカ不法行為法を担当する [] の3名の教授陣によるリレー形式の講義となっています。毎週月曜日の午前10時から午前11時50分まで週1回の講義であり（2単位）、現在は、[] の授業を拝聴しているところです。本科目は、L.L.Mの学生の必修科目であり、アメリカの司法制度について分かりやすい導入をすることが目的となっているため、学生にも人気の科目といえます。

本科目では、講義の前半部分を担当した [] の講義が特に印象的でした。同教授は、アメリカ法における基本的概念（例えば、Binding Authority と Persuasive Authority の区別など）や先例となる判例の検索方法等について丁寧に教示してくれましたのですが、毎回の講義を自ら録音されており、その録音音源を講義終了後に、インターネット上の動画共有サイトである YouTube において視聴できるようにしてくれていたため（もちろん、ロースクールの学生しか視聴できないように工夫されています。）、講義中に英語を聞き取れなかった部分や理解が足らなかった部分を自宅で確認することができ、非常に助かりました。このように当地のロースクールでは、学生の理解に資するためであれば先進的な方法を積極的に取り入れようという姿勢を垣間見ることが多々あり、良い刺激を受けています。

2 契約法 I (Contracts I)

本科目は、[redacted]が担当しており、毎週火、木曜日の午前11時00分から午前11時50分まで週2回の授業となっています（2単位）。[redacted]は、その教え方に定評があり、昨年度は、[redacted]に選ばれたそうです。

授業内容は、コモンローにおける基本的な契約の概念、伝統的な契約の成立に関するルール、現代法における契約の成立に関するルール等であり、来学期は、具体的な契約類型に即した授業内容となるようです。

本科目では正規の講義のほか、週に一回、[redacted]の Teaching Assistant (TA) によるフォローアップが行われています。TA は、J.D. の学生の中から成績優秀者が選ばれているようであり、授業で分からなかったところについて気軽に聞くことができるため、学生にとっては非常に良い機会となっているようです。私が日本国内で卒業したロースクールでは、このように上級性が下級生の面倒を積極的に見るという風習・制度があまりなかったため、文化の違いを感じています。

また、[redacted]は、週に一回、過去の試験問題を利用した Review Session を開催されています。これは、約10年分の過去の試験問題をまとめた冊子が事前に学生に配られており、そのうち指定された過去問を解いていった上で、教授の解説を聞くというものです。このように、当地のロースクールでは、常に試験を意識した授業や補講がなされることが印象的です。私が卒業した日本国内のロースクールでは、学生はもちろん試験を意識するのですが、教授が過去の試験問題についての解説や答案の書き方まで指導するということはなく、むしろ試験のための勉強については自粛すべきとの風潮があったため、両国の文化の差異を強く感じます。

第二 [redacted]の講演について

11月3日、サザンメソジスト大において、合衆国租税裁判所 (United States Tax Court) の [redacted]が講演される機会があったため、拝聴いたしました。[redacted]は、[redacted]

[redacted]であり、米国の租税訴訟に精通されており、講演も租税裁判所における手続を主たる内容とするものでした。あいにく私の方が米国の租税法に関する知識を欠いており、講演の内容をすべて把握することはできませんでしたが、租税裁判所においては、かなりの事件が訴訟上の和解 (Stipulation) で解決しているとのお話が大変印象深かったです。

同判事はお忙しい方ようで、個別にインタビューさせていただくことは残念ながら叶いませんでしたが、合衆国の租税裁判所の判事のお話を聞いたことは非常に良い経験となりました。

第三 次回について

次回の報告書簡では、ロースクールの秋学期終了、ダラスにおけるエボラ出血熱の発生及びテキサス州における司法試験制度の改革について報告させていただきます。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏名	所属庁・官職	派遣先
水 田 直 希	東京地方裁判所 判事補	米国 サザンメソジスト大学
提出書面		
平成26年12月23日付け報告書簡		
期間中の日程の概略（平成26年11月11日～同年12月23日）		
平成26年12月19日 サザンメソジスト大学ロースクール秋学期終了		
12月15日～17日 ダラス北部地区連邦地裁にて民事事件トライアルを傍聴		
キーワード欄		
・ サザンメソジスト大学ロースクール 秋学期終了		
・ 聴講科目の内容（民事訴訟法）		
・ 民事事件トライアルの傍聴		
・ ダラスにおけるエボラ出血熱の発生		
・ テキサス州における司法試験制度の改正		

平成26年12月23日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・サザンメソジスト大学)

東京地方裁判所 判事補 水 田 直 希

報告書簡 (第4回)

平成26年11月11日～12月23日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 秋学期の終了及び聴講科目の内容について

- 1 サザンメソジスト大学ロースクールにおいては、本年12月5日に通常授業が終了し、翌週から試験期間に入り、同月19日に秋学期が終了いたしました。私は、研究員として授業を聴講させてもらっているため、期末試験は受験いたしませんでしたが、教授のご厚意により試験問題を配布してもらい、自らの理解度を確認いたしました。現在は、冬休み期間に入っています。
- 2 また、前回までの報告書簡に引き続き、私が秋学期に聴講していた科目のうち、民事訴訟法 (Civil Procedure I) の内容についてご報告させていただきます。

民事訴訟法は、[]により開講されており、月曜及び水曜の午後1時半から午後3時まで、3単位の授業となっています。J.D.の1学年生の必修科目となっており、通常L.L.M.の学生は聴講できないのですが、教授のご厚意により、聴講させてもらっていました。本科目の内容は、米国における民事訴訟、特に連邦地裁における訴訟手続の概略を説明するもので、米国で法律家を目指す者にとっては必須といえます。

本講義の特徴は、[]が、学生が積極的・主体的に参加できるよう意を払われているという点にあります。必修科目という性質上、100人近くの学生が大教室で講義を聴くという形式を採っているのですが、毎回、各学生に質問を投げかけるというソクラテスメソッドにより授業をすすめるほか、スマートフォンあるいはパソコン用のアプリを利用したクイズ (多肢選択式であり、選択肢ごとの学生分布が分かるようになっていきます。) を利用することにより、ただ講義を聞くだけの授業ではなく、学生が主体的に参加するような講義を実践されていました。米国の訴訟手続の特性として、管轄が非常に重要問題となるため、今学期の大部分は管轄

に費やされていたのですが、上記のような工夫をされていたため、最後まで興味をもって授業を聴講することができました。

第二 民事事件トライアルの傍聴について

知り合いの弁護士の方から、民事事件のトライアルが開廷されるとの情報を得たため、12月15日から17日までの間、ダラスのダウンタウンに所在する連邦地裁ダラス北部地区において、民事事件のトライアル（証人尋問から評決まで）を傍聴いたしました。

傍聴した事件は、いわゆる TitleIX と呼ばれるアカデミックハラスメントに関係する内容のもので、平成22年に提起された長期未済・大型事件であり、その事実関係は複雑でしたが、主張書面を含む訴訟記録をデータベースにより事前に閲覧することができたため、おおよその内容は理解した上で傍聴することができました。

私が日本で同種の事件を審理した際には、証人尋問で当事者や代理人が感情的になる場面が多々あったのですが、今回傍聴した事件では、関係者が淡々と証言していた点が印象的でした。また、事件の性質上、何十人もの証人が予定されていたのですが、被告側の代理人弁護士が、トライアルの進行状況からして証人をこれ以上呼ぶ必要はないとして、途中で証人尋問手続の打ち切りを求めたことがあり、我が国の訴訟手続に比べてより柔軟性に富んでいると感じました。

また、裁判官のご厚意により、特別に陪審員による評議の場を傍聴させていただくなど、通常することができない貴重な体験をしましたので、非常に有意義な傍聴となりました。

第三 ダラスにおけるエボラ出血熱の発生

本報告期間より以前の事象となりますが、本年9月及び10月、
テキサス州ダラス市内において、エボラ出血熱患者が発生いたしました。

第四 テキサス州における司法試験制度の改正

本年より、テキサス州において司法試験制度が改正されたとの情報に接したため、若干の調査をいたしました。

改正内容を若干ご紹介しますと、本年10月1日、テキサス州最高裁判所の司法試験に関する規則が改正・施行され、外国人による司法試験の受験資格が緩和されることとなりました。従前は、米国内における一定年数以上の実務経験が要求されてきましたが、今回の改正により、①外国での弁護士資格を有し、②ABA（アメリカ法律家協会）の認定したロースクールにおいてL. L. M. を修了した者が、③特性や適性などのその他必要条件を満たす場合には、テキサス州の司法試験を受験することができるようになりました。

上記の改正は、クロスボーダー案件について、テキサス州の競争力をより高

めることなどを企図したもののようにあり、現に、ロースクールの同級生のなかには、今回の改正を踏まえ、テキサス州の司法試験を受験しようと考えている者もいるようです。私の在外研究テーマに直接関わるものではないのですが、リーガルサービスに関する一つの方向性を示すものとして、興味深く感じました。

以 上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏名	所属庁・官職	派遣先
水田直希	東京地方裁判所 判事補	米国 サザンメソジスト大学
提出書面		
平成27年2月18日付け報告書簡		
期間中の日程の概略（平成26年12月24日～平成27年2月18日） 平成27年1月8日～ サザンメソジスト大学ロースクール春学期開講 同年2月1日～2月6日 短期出張者の調査へのアテンド		
キーワード欄		
・サザンメソジスト大学ロースクール 春学期開講		
・聴講科目の選択		
・短期出張者の調査へのアテンド		

平成27年2月18日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・サザンメソジスト大学)

東京地方裁判所 判事補 水 田 直 希

報告書簡（第5回）

平成26年12月24日～平成27年2月18日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 サザンメソジスト大学ロースクール春学期の開講

1 はじめに

同ロースクールにおいては、前年の12月19日に秋学期が終了し、冬期休暇（ウインターブレイク）を挟んで本年の1月7日から春学期が開講しました。

2 聴講科目の選択

今学期の聴講科目は、①契約法2（Contract II）、②民事訴訟法2（Civil Procedure II）、③テキサス民事訴訟・トライアル前手続（Texas Civil Procedure -Pre Trial）を選択しました。秋学期と同様、聴講に当たって
及び各担当教授に聴講の許可をいただきました。

第二 聴講科目の概要

1 契約法2（Contract II）

本科目は、秋学期に聴講した契約法 1 (Contract I) に続く内容のものであり、前学期と同様 [REDACTED] が担当しています。月曜、水曜及び金曜の週三回開講 (3 単位) となっています。

前学期においては、主として契約の成立に至るまでの過程をやや丁寧に学びましたが、今学期は、契約成立後の各種法律問題 (契約の瑕疵、解釈、債務不履行及び履行強制等) を広く扱うものとなっています。扱う範囲が広がった分、授業の進行速度が前学期より格段に速くなり、予習の準備等の負担が大きくなりましたが、アメリカ契約法の醍醐味ともいえる部分を学べるため、大変有意義な授業となっています。他の同級生のなかにも授業の進行が速すぎると感じている者がいるようですが、[REDACTED] は、前学期と同様、J.D. の上級生のうち成績優秀者をチューターとして各学生に割り当て、授業内容の補完を行ってくれているため、特に問題なく聴講することができています。また、前期に行われた試験問題及び優秀答案を教授のご厚意により配布していただいたため、自らの理解度を確認することができました。

2 民事訴訟法 2 (Civil Procedure II)

本科目も、前期に聴講した民事訴訟法 1 (Civil Procedure I) の続編となり、秋学期に引き続き [REDACTED] が担当されています。今学期は火曜日のみの週一回開講となります (2 単位)。

前学期では、管轄や裁判地等の訴訟提起段階での問題を主として扱いましたが、今学期は、クラスアクションといった特別の訴訟類型のほか、トライアル前の準備手続及びトライアルにおける審理手続全般を扱う予定です。本科目は、J.D. の一学年生向けの必修科目であり、前期と同様 100 人近い学生が聴講しているのですが、教授は、学生同士を 4, 5 名ずつのグループに分けてある問題について討議させるなど、学生が受け身になることのないような授業を実践されており、大変刺激を受ける内容となって

います。

開講後現在までは、クラスアクション制度について学んでいますが、私自身、原告が数百名の集団訴訟を担当していた経験があるので、クラスアクションのメリット・デメリットを色々と感じながら授業を聞くことができ、有意義に感じています。

3 テキサス民事訴訟・トライアル前手続 (Texas Civil Procedure -Pre Trial)

本科目は、[REDACTED] が担当される J.D. の上級生向けの授業であり、水曜及び金曜の週 2 回開講となっています (3 単位)。内容としては、連邦裁判所の民事訴訟法及び民事訴訟規則についての知識があることを前提として、テキサス州裁判所における民事訴訟手続のうち、トライアル前の各手続について扱うものです。本来は、[REDACTED] の担当されるテキサス民事訴訟・トライアル手続 (Texas Civil Procedure -Trial) を聴講する予定だったのですが、開講日が前項の民事訴訟法 2 と重複してしまったため、トライアル前手続について集中的に扱う本科目を聴講することとしました。

[REDACTED] は、[REDACTED]

[REDACTED] などテキサス州における民事訴訟の権威といえます。授業内容は、テキサス州内における管轄、各種裁判所の配置、裁判地の選択、訴答手続及びトライアル前の各種申立手続といったトライアル前の手続全般を扱うものとなっています。J.D. の上級生向けの内容であり、授業の進行速度も速いので、予習の負担は相当程度ありますが、テキサス州内のロースクールに派遣されているまたとない機会ですので、テキサス独自の裁判手続等について理解を深めていきたいと考えています。

第三 短期出張者のアテンドについて

本年の2月1日から6日まで、東京地裁の小池健治裁判官及び横浜地裁相模原支部の品川しのぶ裁判官が「米国・刑事陪審裁判における証人尋問の実情」について調査するため当地を訪問されましたので、そのアテンドを行いました。具体的には、テキサス州ダラス地区刑事裁判所の訪問、刑事事件の傍聴及び裁判官等へのインタビューに同行致しました。本調査をアテンドするに当たっては、サザンメソジスト大学ロースクールの[][]にご協力をお願いし、ダラス地区刑事裁判所への訪問依頼及び本調査に適した傍聴対象事件の選定を依頼しました。しかしながら、当地における刑事裁判の実情として、答弁取引等によりトライアルまでいかに終了する事件が大半を占めるため、小池・品川両裁判官の滞在中に傍聴に適した事件が開廷されるかどうか直前になるまで分からず、両裁判官には大変不安を抱かせる状況となってしまいました。また、調査開始当日は、上記の[]と裁判所で待ち合わせた上、[]から各裁判官等にご紹介していただく予定だったのですが、当日の朝になって同教授に緊急の用務が入ってしまい、来ることができなくなってしまったほか、当初傍聴予定であった事件が突如延期になってしまうなど予期しない問題が起きてしまいましたが、ダラス地区刑事裁判所の裁判官及び職員の方には大変親切にいただき、最終的には、一つの刑事事件について、トライアルの最初から最後まで傍聴することができ、本調査のアテンドとしても、40人近い証人の尋問を傍聴することができたほか、裁判官等のインタビューではかなりの本音をお聞きすることができたので、一定の成果を上げられたと思われます。

私個人としても、米国の刑事裁判を最初から最後まで傍聴することは初めての経験でしたので、大変よい経験となりました。特に、テキサス州で

は量刑についても陪審のみが決定権限を有しているため、量刑審理に関する法廷でのやりとりについて非常に興味深く感じました。

以 上